

〈翻 訳〉

マイケル・バイアー「創始する力、義務、そして慣習国際法」

訳者―はじめに

(訳) 齋 藤 洋

本稿は、Michael Byers (論文執筆時は米国のデューク大学の准教授) が *Duke Journal of Comparative & International Law* (Fall/Winter, 2001) の第八十一巻第十一号に掲載した “Introduction Power, Obligation, and Customary International Law” の翻訳である。当該論文は2706 words と非常に短いものであるが、慣習国際法の形成を、従来の二要素説(一般的慣行と法的確信)の視点からではなく、国際関係の「力」に注目して、かつ当該論文の著される前年に発表された論文“The Concept of Legalization”を意識して執筆されたものである。

本邦ではいまだ十分に認識されていない Legalization の学問的潮流は、すでに国際的な大きなうねりとなっていることは間違いなく、当該論文の貢献は、二〇〇〇年以前にも同様の見解もしくは考え方が存在していたこと、およびその内容まで踏み込んで、Legalization の元となったこれまでの研究を敷衍し、国際法学と国際関係論の交錯する学問領域が決して目新しいものではないことを示した点にあるといえよう。さらに国際関係論もしくは国際政

政治における諸理論にも言及することで、国際法学と国際関係論という二つの学問の交流を図ろうとしていることも注目される点であり、当該分野における鳥瞰的役割を果たす研究論文であるといえよう。またそれは、本文よりも多くの頁が割かれている脚注にも表れている。その脚注に掲載された文献を見ることで、これまでの研究が一望できるであろう。

そして最後に Stern の研究に言及し、慣習国際法成立の二つの要素自体の中にも、それぞれ「力」の影響が内在することを指摘し、法制度もしくはその構成要素と力とは切り離せない関係であるといい、今後の研究の方向性をわれわれに示しているのである。

なお、当該論文を翻訳する際に、Charles De Visser からの引用部分については、その文脈を明らかにするために著者が用いた一九五七年版で確認するべきであったが、当該資料を手に入れることができなかつたため、一九七〇年版の *Theory and Reality in Public International Law* (Percy Corbett trans.) を参照した。ただし Stern の文献については、脚注に掲載されていなく。

最後に、本稿における誤訳等はすべて翻訳者の責に帰すものであることを付記する。

創始する力、義務、そして慣習国際法

マイケル・バイアー

巨人が人であるように、こびとも人である。最強の王国が主権国家であるのと同様に、小国も劣ることない主権国家である。⁽¹⁾

一七五八年に Emmerich de Vattel が述べたのは、十八世紀国際法の根本理念——主権平等——であり、今日でも、この主権平等は国際法制度の中心であり続けているといえよう。それについては国連憲章第二条第一号も次のように規定している。「この機構は、そのすべての加盟国の主権平等の原則に基礎をおいている。」⁽²⁾

ところで、すべての人が平等の権利を獲得するようにするための闘争は、多くの国内法制度の歴史において基本的なものであるともいわれている。⁽³⁾ たとえ少数の者が他者よりも巨大な富と影響力を得たとしても、法律上の平等は、立法過程を含む法制度への参加可能性を規定するものとして重要であり、同様の平等原則は、およそ一九〇カ国からなる国際社会の法制度にとつてもなくてはならないものである。このような視点から「主権平等」を見た場合、国際法における法的平等性「法律上の平等」は、強大国との条約関係に入る機会を弱小国に与える役割を果たし、両者の関係は当該条約に基づいて規律されると予想させるのである。⁽⁴⁾ この主権平等はまた、多くの国際機関において平等な投票権を諸国家が有するという規定にもつながり、⁽⁵⁾ さらに外国代表が有する外交上の免除のような絶対的な特権の利益をも保証しているのである。⁽⁶⁾

しかし、実際には *Bri-Cates* が米国法の発展と適用について、他の大部分の米国人よりも大きな影響力を有しているように、国際法における主権平等の概念にも限界がある。その限界の例としては、法的に承認されているものがある。たとえば国連安全保障理事会ではわずか五カ国の常任理事国が拒否権を有している。⁽⁷⁾ 同様に、世界銀行や IMF では特定の経済大国に他の加盟国よりも大きな比重「加重投票制度」が認められている。⁽⁸⁾ この法制度上の相違は、たいていの場合、当該機関を構成する諸国家間に存在する格差の結果である。一般に条約締結交渉において、強大国よりも弱小国のほうが、安定的な慣習ないし慣習的手続きにより大きな価値を置いている。そのために法制度を固定化しようとするのである。また多くの資源と広範な活動分野および利益を有する強大国は、問題となつて

いる交渉範囲の中で様々な駆引きをするために、交渉の内容と範囲を戦略的にうまく関連させることもできるのである。そうすることで多くの場合、陰湿ではあるが非常に効率的な方法をもって、弱小国の選択範囲「交渉の選択肢」を限定させつつ押さえ込むのである。たとえば、世界貿易機関の創設を先導したウルグアイ・ラウンドの交渉で先進国は、拘束力のある紛争処理制度ならびに途上国にとって非常に関心の高い二つの交渉分野——繊維分野と農業分野——に関する一層の進捗——将来の交渉の約束——の見返りとして、知的財産およびサービスに関する貿易についての広範な権益を手に入れたのであったことがあげられよう。

同様の戦略は、国際機関内でも諸国家によって用いられている。つまり直接的又は潜在的に法的影響力を有することになる決議や宣言が議論され、採択される場合にそれが見出される。たとえば米国は、砂漠の嵐作戦に充分な正当性を与えるための一九九〇年九月の安保理決議六七八の採択にあたって、国際会議から特定国を締め出し、他の国家と正常な外交関係を再開するための保証に加えて、財政的誘因——援助規定、貿易制限の解除、および世界銀行のローンとIMFからの援助の増加の双方を支持することを含む——を用いたのであった。⁽⁹⁾このように、ある状況において強国のふりかざす経済的・政治的圧力は、私利私欲のために威張り散らすという評価を——その後の状況次第では有益な行為であったことの証明にもなる評価であるが——当該強国に与えてしまうのである。そのような例として、よく知られていることだが、イエメンは、米国からの年間援助のうち七千万ドルを失った。というのも、イエメンが決議六七八に反対票を投じたからである。⁽¹⁰⁾その結果として、安保理で米国に反対票を投ずる前に他の途上国は熟慮するようになるのである。

慣習国際法の成立には、伝統的に二つの要素が必要であると考えられている。それは国家実行と法的確信 (opinio juris) である。法的確信とは、当該行為を行うことが法的義務であると確信していることである。⁽¹¹⁾当該確信は実

証が困難であるゆえに、慣習法の分析の焦点は多くの場合いつも国家実行に当てられることになるのである。⁽¹³⁾そこで次のような疑問が生ずる。すなわち、如何なる行為が国家実行となるのか、⁽¹⁴⁾どのくらいの数の国家が当該実行を行わなければならないのか、⁽¹⁵⁾そしてその期間はどのくらいか、⁽¹⁶⁾である。

もし国家実行を慣習国際法の最重要な要素として扱ったならば、富と軍事力の格差は慣習法の成立要件と無関係であるとは考えられなくなる。広範な範囲で実行を行うことのできる「国家の有する」能力という視点から見ると、そしてその結果として慣習法の発展に対する「国家実行の」影響という視点から見ると、ツバルのような極小国（人口一六〇〇人）と米国とでは、たとえ両国が形式上は国際法制度への参加が同等「主権平等」であるとしても、明らかに互角「平等」ではないのである。

「国際慣習法のゆつくりとした成長は、何もない世界をはしる道の緩やかな形成に喩えられてきたのである。」と認めた Charles de Visser は一九五三年に次のように記したのであった。

すなわち、「道を」利用するものの中には、常に他者よりも自分の足跡をよりくつきりと刻もうとするものがある。世界における彼らの重き位置付けを理由にして彼らの力に言及しようが、あるいは彼らがその道を頻繁に利用するのは彼ら自身の利益のためであろうが。⁽¹⁷⁾

Michael Reisman は、慣習国際法の形成において不平等が重要な役割を果たすことを認識した国際法学者である。一九八七年に彼は、米国は法形成努力の焦点を条約や国際機関から慣習国際法へと移行しなければならない、と指摘したのである。この新たな方向付けによって、米国は、巨大な富と軍事力を背景に、国連や多国間交渉会議

のような形式化された手続き上の世界におけるよりも非形式的な状況における法形成に対して、よりうまく影響を与えることができるようになったのであった。⁽¹⁸⁾

慣習国際法に関しては多くの有意義な著作が公刊されてきた。⁽¹⁹⁾ それらは、国際法と国際関係の間で学際的なアプローチが発展するということ、⁽²⁰⁾ またいくつかの国の――とりわけ米国の――研究者が、近年、慣習国際法は自動的に国内法制度の一部に成り得るということに益々気づいてきたということ、証明するものであった。⁽²¹⁾

しかしながら、国家実行を分析の中心においた場合、慣習国際法の第二の要素「法的確信」は徐々に無視されていくことになる。一方、法的確信が実際に議論される段階では、通常、法理論上の強い拘束を受けている。これらの人為的な制限のもとでは、論点は、法的確信が一種の個別的な同意を意味するものであるか否か、⁽²²⁾ あるいは関係国の実行を優先させるか否かとなり、したがって、法的意思、⁽²³⁾ 法形成願望の表明⁽²⁴⁾あるいは間違った信念、⁽²⁵⁾ これらの相互関連を構成することになるのである。

国家実行との関連で現れる主権平等の限界または制限が法的確信と関係するか否かという問題には、実際には全く注意が向けられていなかったのである。私の見解では、法的確信は伝統的に二つの極めて関連性の高い機能または役割を有していると指摘できるのである。

第一は、無関係の国家実行から関係ある国家実行を分類してきたという点であり、第二は、そしてこの点はあまり明瞭ではないが、慣習国際法の形成過程で国家による力の濫用を抑制してきた点である。つまりその意味は、国家実行の実例のみが慣習法形成過程の目的にとって価値があるということだけでなく、法的確信もまた必要であるということである。というのも国家は、自己の行動がすでに慣習国際法によって要請されたものであるということ、⁽²⁶⁾ を信じなければならなかったからである。この法的確信の必要性という試練は、非常に多くの国家実行を――他方で

は、慣習法の発展、維持あるいは改変に貢献したのであるが―排除することによって、力の濫用を抑制し、安定性と確定性を促進したのであった。それはまた、発展した社会における潜在的な役割または機能、たとえば社会構成員に法制度の枠を課することによって彼らの行為を社会化「統制化」する機能として、あるいは社会構成員が短期的な損得勘定ではなく将来を合理的考えられるようにする機能として現れたのであった。⁽²⁶⁾

この分析は、力と法的確信「慣習国際法の第二の要素」との関係についての樂觀的な見方に基づいている。それは、近年の論理的発展―「社会学的制度論」(今日ではしばしば「構成主義 (constructivism)」と呼ばれている)―の影響を反映しているのである。この考え方は、異なる行動主体間で共有されている将来展望と理解が如何にして、国際法と制度の世界を伝統的な「現実主義者」によって描かれた利己的で機械論的な世界とは根本的に異なるものにするのか、ということを探るものである。⁽²⁷⁾

制度論者たちの見解に対しては、次の点で賛同できる。すなわち、国際法制度のある側面―たとえば法的確信のような―はしっかりとした特徴を有している、と指摘している点である。その特徴は、国際法制度において法的確信という要素を、いずれにせよ、利益と力の短期変動に対抗する要素とみなすのである。⁽²⁸⁾

一方、Bridite Sternの論説はそれほど樂觀的ではないが、次のように主張している。すなわち、法的確信はすべての国家によって保持されているにもかかわらず、実際には強大国の創造物となっている。というものは強大国は「現実には」弱小国の上位に位置づけられているからである。このSternの主張は、Vischerや他の学者の洞察力を新しい段階に引き上げ、そのため同時にStern自身の論説を慣習国際法について記述された最も重要な文献の一つにしたのであった。つまり「国家の有する」力は、慣習国際法の二つの要素にそれぞれ内在するものであり、それゆえにその根本原理を分析し、理解する必要があるのである。

一九八一年に初めて公にされた Stern の論説の適切性もしくは妥当性は、今日、国際関係と国際法の二つの分野が交錯する研究分野で発展した新しい研究によって、一層広範に拡大しているのである。また Stern の論説は、不平等性が法的確信に如何に影響を及ぼすかを説明することによって、構成主義、制度主義および同様のほかの理論的アプローチに対して、ある種の挑戦を提示しているのである。さらに当該論説は、我々に対しても、コミュニケーション、共通理解そして国際制度が、如何にして、またどの程度に「力」を抑制しているのかについての再考を強要しているのであり、その結果として、国際法の構造と内容に対して国際政治学が如何に大きな影響力を有しているかを証明する努力を強いてもいるのである。

(1) Emmerich De Vattel, *Les Droit Des Gens, Ou Principes De La Loi Naturelle, Appliques a La Conduite Et Aux Affaires Des Nations Et Souverains* 18, 7 (Charles Fenwick trans., 1916).

(2) UN Charter, art. 2 (1).

(3) 米国法における平等性の保護は米国憲法の修正第五条および修正第十四条に見い出される。それらは、二十世紀の市民権立法の成立に寄与したのである。See, Mary Ann Harrell, *Equal Justice Under Law: The Supreme Court In American Life* (4th ed. 1982). 様々な国の平等権の研究は比較憲法の研究で見出すべき。See, e.g., *Constitutional Protection of Equality* (T. Koopmans ed. 1975); Vicki Jackson, *Comparative Constitutional Law* (1999); Michael Von Lothar, *Der Allgemeine Gleichheitssatz Als Methodennorm Komparativer Systeme: Methodenrechtliche Analyse Und Fortentwicklung Der Theorie Der "Beweglichen Systeme"* (1997); Marcel Preloz, *Institutions Politiques Et Droit Constitutionnel* (Jean Boulouis ed., 1990).

(4) 条約法に関するウィーン条約の第六条は、「いずれの国も、条約を締結する能力を有する。」と定め、第二十六条は *pacta sunt servanda* の原則を規定している。すなわち「効力を有するすべての条約は、当事国を拘束し、当事国は、これらの条約を誠実に

- 懸念にわたるため特許を付さず」に依り。Vienna Convention on the Law of Treaties, opened for signature May 23, 1969, 1155 U.N.T.S. 331, reprinted in 8 I.L.M. 679.
- (ウ) See e.g. UN Charter, supra note 2, in art. 2 (1) and art. 18 (1). 「締結の構成国が、一個の投票票権を有すべし」
- (エ) See, Vienna Convention on Diplomatic Relations, April 18, 1961, art. 23-31, 23 U.S.T. 3227, 500 U.N.T.S. 95; see, also Eileen Denza, *Diplomatic Law* (1998).
- (フ) See, e.g., UN Charter, supra note 2, in art. 27 (3).
- (ヘ) See, 1944 Articles of the International Bank for Reconstruction and Development (World Bank), art. 5 (3)(a), 2 U.N.T.S. 39, 134, 606 U.N.T.S. 266.
- (ホ) See generally John H. Jackson, *The World Trading System: Law and Policy Of International Economic Relations* 305-17 (2d ed., 1997); Terence P. Stewart, *The Gatt Uruguay Round: A Negotiating History* (1986-1992), at 2241 (Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights) and 2335 (Services) (1993).
- (ニ) See, Burns H. Weston, *Security Council Resolution 678 and Persian Gulf Decision Making: Precarious Legitimacy*, 85 Am. J. Int'l L. 516, 523-524 (1991).
- (ヒ) See, Judith Miller, *Mideast Tensions: Kuwaiti Envoy Says Baker Vowed "No Concessions" to Iraqis* "N.Y. TIMES, Dec. 5, 1990, at A22.
- (フ) See, *Lotus Case* (France v. Turkey) 1927 P.C.I.J. (ser. A) No.9, at 18, 28; *Asylum Case* (Colombia v. Peru) 1950 I.C.J. 265, at 276-7; *Right of Passage Case* (Portugal v. India) 1960 I.C.J. 6, at 42-43; *North Sea Continental Shelf Cases* (Federal Republic of Germany v. Denmark / Federal Republic of Germany v. Netherlands) 1969 I.C.J. 3, at 44, p.77.
- (セ) Peter Hagenmacher は確信のトに次のように主張した。すなわち、国際司法裁判所は、慣習法の存在と内容を評価する際、法的確信の分析を未だ試みようとしないに依り。See Peter Hagenmacher, "La doctrine des deux elements du droit coutumier dans la pratique de la cour internationale," 90 *Revue generale de droit international public* 5 (1986).

- (47) See, Anthony D'Amato, *The Concept of Custom in International Law* (1971); Michael Akehurst, "Custom as a Source of International Law," 47 *Brit. Y.B. Intl. L.* 1, 1-3 (1974-75); Anthony D'Amato, *International Law: Process and Prospect* 124 (1987) (discussing the debate between Michael Akehurst and Anthony D'Amato over which kinds of behavior count as state practice).
- (48) See, *North Sea Continental Shelf Cases* 1969 (Federal Republic of Germany v. Denmark / Federal Republic of Germany v. Netherlands) IC.J. 3, at 42, p.73.
- (49) See, *South West Africa Cases (Second Phase) (Ethiopia v. South Africa / Liberia v. South Africa)*, 1966 IC.J. 6, at 250, 291 (dissenting opinion of Judge Tanaka); *North Sea Continental Shelf Cases* 1969 (Federal Republic of Germany v. Denmark / Federal Republic of Germany v. Netherlands) IC.J. 3, at 43, p.74; Mark Villiger, *Customary International Law and Treaties* 4 (1997); Bin Cheng, "United Nations Resolutions on Outer Space: 'Instant' International Customary Law?," 5 *Indian J. Intl. L.* 23 (1965).
- (50) Charles De Visser, *Theory and Reality in Public International Law* 147 (Percy Corbett trans., 1957).
- (51) See, Michael Reisman, "The Cult of Custom in the Late 20th Century," 17 *Cal. W. Intl. L. J.* 133 (1987). 慣習国際法の地位問題については、オスカー・シャクター, *New Custom: Power, Opinion Juris and Contrary Practice*, in *Theory Of International Law At The Threshold Of The 21st Century: Essays In Honour Of Krzysztof Skubiszewski* 531 (Jerzy Makarczyk ed., 1996); Serge Sur, *Relations Internationales* 246-9 (1995).
- (52) 國際法の源と變遷について、Michael Akehurst, *Custom as a Source of International Law*, 47 *Brit. Y.B. Intl. L.* 1 (1974-75); Percy Corbett, *The Consent of States and the Sources of the Law of Nations*, 6 *Brit. Y.B. Intl. L.* 20 (1925); Anthony D'Amato, *The Concept of Custom* (1971); Rene-Jean Dupuy, *Coutume sage et coutume sauvage*, in *Melanges Offerts, Charles Rousseau* 75 (1975); Paul Guggenheim, *Les deux elements de la coutume en droit international*, in *I La Technique Et Les Principes Du Droit Public: Etudes En L'Honneur De Georges Scelle* 275 (1950); Peter Hagganacher, *La doctrine des deux elements du droit coutumier dans la pratique de la cour internationale*, 90 *Revue Generale De Droit International Public [R.G.D.I.P.]* 5 (1986); Hans Kelsen, *Theorie du droit international coutumier*, *Revue Internationale De La Theorie Du Droit [R.I.T.D.]* (new series) 253

(1939): Lazare Kopelmanns, Custom as a Means of the Creation of International Law, 18 Brit. Y.B. Int'l L. 127 (1937); Joseph Kunz, The Nature of Customary International Law, 47 Am. J. Int'l L. 662 (1953); Vaughan Lowe, Do General Rules of International Law Exist? 9 Rev. Int'l Stud. 207 (1983); Iain MacGibbon, Customary International Law and Acquiescence, 33 Brit. Y.B. Int'l L. 115 (1957); Myres S. McDougal, The Hydrogen Bomb Tests and the International Law of the Sea, 49 Am. J. Int'l L. 356 (1955); Venkata Raman, Towards a General Theory of International Customary Law, in Towards World Order and Human Dignity: Essays in Honor of Myres S. McDougal 365 (Michael Reisman and Burns Weston eds., 1976); Oscar Schachter, Entangled Treaty and Custom, in International Law at a Time of Perplexity: Essays in Honour of Shabtai Rosenne 717 (Yoram Dinstein ed., 1976); Serge Sur, La Coutume International (1990); Hugh Thirliway, International Customary Law and Codification (1972); Karol Wolfke, Custom in Present International Law (2d ed., 1993); Nancy Kontou, The Termination and Revision of Treaties in Light of New Customary International Law (1994); Rein Munn u>llerson, The Interplay of Objective and Subjective Elements in Customary International Law, in International Law: Theory and Practice: Essays in Honour of Eric Suy 161 (Karel Wellens ed., 1998). See, also Rudolf Bernhardt, Customary International Law, in I Encyclopedia of Public International Law 898 (Rudolf Bernhardt ed., 1992).

(20) 國際法に國際法違反の制裁を及ぼすべき否を論ず。 See Judith Goldstein et al., Legalization and World Politics, 54 Int'l. Org. 385 (2000); The Role of Law in International Politics (Michael Byers ed., 2000); Anne-Marie Slaughter, Andrew S. Tulumello and Stepan Wood, International Law and International Relations Theory: Toward a New Generation of Interdisciplinary Scholarship, 92 Am. J. Int'l L. 367 (1998). 國際國際法違反の制裁を及ぼすべきを論ず。 See, Friedrich Kratochwil, Rules, Norms, and Decisions: On the Conditions of Practical Legal Reasoning in International Relations and Domestic Affairs 84-93 (1989); Serge Sur, La Coutume International (1990); Harold Hoggū Koh, Contemporary Conceptions of Customary International Law: Remarks, 92 Am. Soc. Of Int'l L. Proc. 37 (1998); Michael Byers, Custom, Power and the Power of Rules (1999); Jack L. Goldsmith and Eric A. Posner, A Theory of Customary International Law, 66 U. Chi. L. Rev. 1113 (1999); Stephen Toope, Emerg-

- ing Patterns of Governance and International Law, in *The Role of Law in International Politics* 91, (Michael Byers ed., 2000); Gerry Simpson, *The Situation on the International Legal Theory Front: The Power of Rules and the Rule of Power*, 11 *Eur. J. Int'l L.* 439 (2000).
- (25) See, e.g., Philip Trimble, *A Revisionist View of Customary International Law*, 33 *UCLA L. Rev.* 665 (1986); Curtis A. Bradley and Jack L. Goldsmith, *Federal Courts and the Incorporation of International Law*, 111 *Harv. L. Rev.* 2260 (1998); 鈴木邦子 Harold Hoggan Koh に対する回答「Is International Law Really State Law?」111 *Harv. L. Rev.* 1824 (1998).
- (26) See, e.g., Oluferi Elias, *The Nature of the Subjective Element in Customary International Law*, 44 *Int'l & Com. Q.* 501 (1995); I. M. Lobo de Souza, *The Role of State Consent in the Customary Process*, 44 *Int'l & Comp. L. Q.* 521 (1995); Maurice Mendelson, *The Subjective Element in Customary International Law*, 66 *Brit. Y. B. of Int'l L.* 177 (1995).
- (27) See, Anthony D'Amato, *The Concept of Custom 74-75* (1971).
- (28) See, John Finnis, *Natural Law and Natural Rights* 238-45 (1980); James Crawford and Thomas Viles, *International Law on a Given Day*, in *Völkerrecht Zwischen Normativem Anspruch Und Politischer Realität* 45 (Festschrift für Karl Zemanek 45 (1994)).
- (29) See, Peter Benson, *Francois Geny's Doctrine of Customary Law*, 20 *Can. Y. B. of Int'l L.* 267, 276-7 (1982) (discussing Francois Geny, *Methodes D'interpretation Et Sources En Droit Prive Positif* 367-71 (2nd, 1919)).
- (30) Michael Byers, *Custom, Power and the Power of Rules* 212 (1999).
- (31) 韓世暎博士の見解については、本誌を参照。See John Ruggie, *Constructing the World Policy: Essays on International Institutionalization* (1998); Alexander Wendt, *Social Theory of International Politics* (1999); Benedict Kingsbury, "Indigenous Peoples" in *International Law: A Constructivist Approach to the Asian Controversy*, 92 *Am. J. Int'l L.* 414 (1998); Benedict Kingsbury, *The Concept of Compliance as a Function of Competing Conceptions of International Law*, 19 *Mich. L. Int'l L.* 345 (1998). 本誌の韓世暎博士の見解については、本誌を参照。Edward Carr, *The Twenty Years' Crisis* (2nd Ed., 1946); Hans Morgenthau, *Poli-*

tics Among Nations (2nd Ed. 1954); Georg F. Kennan, *American Diplomacy* (1984); Kenneth Waltz, *Theory of International Politics* (1979).

(28) 制度論者の見解は例えば次を参照。Robert Keohane, *International Institutions and State Power* (1989); Stephen Krasner, *Structural Causes and Regime Consequences: Regimes as Intervending Variables*, in Stephen Krasner, *International Regimes 1* (1983); Oran Young, *International Cooperation* (1989).

— ちゅうりゅう ひろし・法学部教授 —